

○経済産業省告示第二百二十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十八日

経済産業大臣 枝野 幸男

二の表の罫に次のように加える。

アマリア		44.02	木炭
------	--	-------	----

三の九の（4）のハ中「グアテマラ」の下に「ギニア」を加える。

三の九の（4）のニ中「グアテマラ」の下に「ギニア」を、「ザンビア」の下に「ジンバブエ」を加える。

附 則

この告示は、平成二十四年五月二十八日から施行する。ただし、改正規定中「ジンバブエ」に係る部分については、平成二十四年五月三十日から施行する。